

建設アスベスト被害者補償基金制度の早期実現と全面解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの建設作業従事者や国民に広がり、現在でも、建物の改修工事、解体工事に伴いアスベストの飛散が発生している。

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した被害者とその遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた訴訟は、2020年12月14日に最高裁第1小法廷が、国の上告を棄却しアスベスト被害訴訟判決が確定した。

今年で13年目となるいわゆる建設アスベスト訴訟は、全国の地方裁判所、高等裁判所で国の責任を15件連続で認めたが、アスベスト被害者が亡くなる事例もあり、早期解決を願う被害者や遺族の思いを看過することはできない。

よって、福生市議会は、政府及び国会に対し、専門医の充実と医療技術の進歩を図るとともに、アスベスト被害者補償基金制度の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

福生市議会議長

清水 義 朋

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

様